

沖縄県表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県の発展に寄与した者、県民の福祉の増進に功績のあった者及び県民の模範となる者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年規則32号〕

(表彰の部門)

第2条 表彰の部門は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治部門
- (2) 教育部門
- (3) 文化・学術部門
- (4) 伝統芸能・工芸部門
- (5) 交流推進部門
- (6) スポーツ振興部門
- (7) 社会福祉部門
- (8) 産業振興部門
- (9) 観光振興部門
- (10) 農林水産部門
- (11) 環境保全部門
- (12) 科学技術部門
- (13) 地域振興部門
- (14) 平和・人権推進部門
- (15) 社会貢献部門
- (16) 一般篤行部門

一部改正〔平成24年規則32号〕

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状及び功労章を授与して行う。

2 功労章には、略算を付すものとする。

3 功労章及び略算は、別記様式のとおりとする。

全部改正〔昭和60年規則38号〕

(表彰の期日)

第4条 表彰は、毎年11月3日(文化の日)に知事が行う。ただし、特別の理由があるときは、知事が別に定める日に行うことがある。

(表彰の推薦)

第5条 市町村長、県議会議長、県教育委員会及び県公安委員会は、表彰するにふさわしい者があると認めるときは、これを知事に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第6条 知事は、前条の規定により推薦された者その他表彰するにふさわしいと認められる者の中から各部門別に選定して被表彰者の決定を行う。

2 知事は、前項の被表彰者の決定を行うに当たりあらかじめ第8条に規定する選考審査会の議を経るものとする。

3 知事は、第1項の規定により被表彰者を決定した場合は、その氏名及び表彰の理由を公表するものとする。

一部改正〔昭和60年規則38号〕

(次格条項)

第7条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者については、原則として行わないものとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り又は刑の執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しないもの
- (2) 起訴されている者
- (3) その他表彰することが不適当と認められる者

追加〔昭和59年規則25号〕、一部改正〔平成12年規則2号・147号〕

(選考審査会)

第8条 第5条及び第6条の規定により推薦された者の業績、功績等に関し審査するため、選考審査会を置く。

一部改正〔昭和59年規則25号・60年38号〕

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔昭和59年規則25号〕

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和59年5月25日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和60年8月20日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成12年3月3日規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則 (平成12年10月17日規則第147号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成24年5月29日規則第32号)

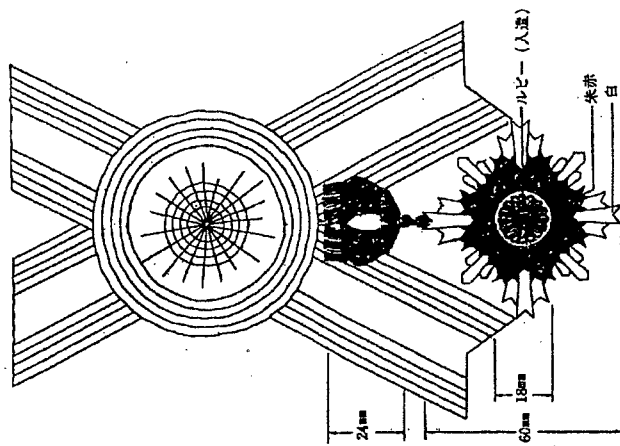
この規則は、平成24年6月1日から施行する。

別記様式

(第3条関係)

追加〔昭和60年規則38号〕、一部改正〔平成12年規則2号〕

功 勞 章



長 径	60mm
厚 さ	5mm
表 面	上 段 人造ルビー入り
	中 段 菊純銀製本金鍍金
	下 段 純銀製七宝入 朱赤・白二色 本金鍍金
裏 面	氏 名 沖縄県功勞章 平成 年度
鈕 鎖	純銀製本金鍍金
綬	黄銅製本金鍍金 ミンサー別織菊形結び 巾35mmミンサー綵入り

略 章

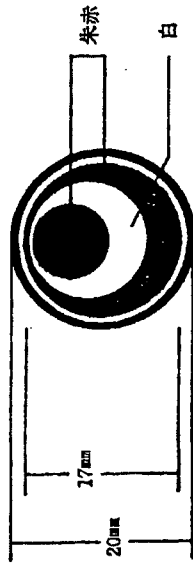


表 面	直 径	17mm
	厚 さ	1mm
	純銀製七宝入 朱赤・白二色 本金鍍金 功勞章	
台 地	直 径	20mm
	厚 さ	5mm
	布製青色モールド	
裏 面	直 径	17mm
	厚 さ	0.5mm
	純銀製本金鍍金	
平成 年度	沖縄県	番 号

沖繩県表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖繩県表彰規則(昭和52年沖繩県規則第45号。以下「規則」という。)第9条に基づき、表彰の実施に関し必要な事項を定める。

(表彰の範囲)

第2条 地方自治部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 納税及び貯蓄の啓発及び普及に貢献し、その功績が顕著な者
- (3) 選挙制度の健全な確立に貢献し、その功績が顕著な者
- (4) その他地方自治の発展に貢献し、その功績が顕著な者。

2 教育部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 社会教育の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- (3) その他教育の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- (4) 文化・学術部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

3 文化・学術部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 文化、学術、音楽等の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 健全な芸術、芸能等における活動により文化の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者

(3) その他文化、学術、音楽、芸術、芸能に関し、その功績が顕著な者

4 伝統芸能・工芸部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 沖繩県の芸能、工芸、言語等の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者とする
- (2) その他沖繩文化の振興に貢献し、その功績が顕著な者

5 交流推進部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 沖繩県出身の海外居住者の地位向上に貢献し、特に功績の顕著な者
- (2) 沖繩県と国内又は国外の地域の人的ネットワークを拡充強化し、経済、文化、学術等の分野で交流を推進し、沖繩県及び各地域の振興に貢献し、その功績が顕著な者

(3) 沖繩県に深い理解と高い関心があり、PR活動等を通じて沖繩県のイメージアップに寄与し、特にその功績の顕著な者

(4) その他上記に準ずると認められる者

6 スポーツ振興部門の表彰を受ける者は、体育・スポーツの振興に貢献し、その功績が顕著な者とする。

7 社会福祉部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 社会福祉事業、援護事業の向上に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 労働福祉事業の向上に貢献し、その功績が顕著な者
- (3) 公衆衛生の向上又は疾病の予防及び防疫事業の向上に貢献し、その功績が顕著な者
- (4) 医療事業の振興に貢献し、その功績が顕著な者

- (5) 交通安全事業又は防犯事業に貢献し、その功績が顕著な者
- (6) その他社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者

8 産業振興部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 商業及び工業の振興又は推進に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 運輸交通事業の発展に貢献し、その功績が顕著な者
- (3) 土木建設事業の発展に貢献し、その功績が顕著な者
- (4) その他県産業の振興に貢献し、その功績が顕著な者

9 観光振興部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 観光客の誘致、宣伝又は接遇の向上に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 観光資源の保護又は観光地等の環境美化に貢献し、その功績が顕著な者
- (3) 観光事業の従事者として功績が顕著な者で、他の模範となる者
- (4) その他沖繩県の観光振興に貢献し、その功績が顕著な者

10 農林水産部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 農林水産業の振興発展に貢献し、その功績が他の者の模範となる者で功績が顕著な者

(2) 農林水産業従事者の地位向上に貢献し、その功績が顕著な者

(3) その他沖繩県の農林水産業の振興に貢献し、その功績が顕著な者

11 環境保全部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 環境保全活動の推進、向上に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 環境保全活動の啓発及び普及に貢献し、その功績が顕著な者
- (3) その他沖繩県の環境保全に貢献し、その功績が顕著な者

12 科学技術部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 科学技術の研究・開発に努め、その振興に寄与し功績の顕著な者
- (2) 品種の開発若しくは改良をなし、又はそれらの基礎を確立し、その功績が顕著な者
- (3) その他沖繩県の科学技術の振興に貢献し、その功績が顕著な者

13 地域振興部門の表彰を受ける者は、地域活動を通じて地域の振興や住民福祉の向上に貢献した者

14 平和・人権推進部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 平和推進活動又は人権擁護活動に精励し、その功績が顕著な者
- (2) 平和教育又は人権擁護教育に精励し、その功績が顕著な者
- (3) その他平和又は人権擁護思想の普及啓発に努め、その功績が顕著な者

15 社会貢献部門の表彰を受ける者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 長年にわたり人目につくにくい分野で一筋に業務に精励した者
- (2) 長年にわたり危険度の高い業務で一筋に精励した者
- (3) 長年にわたり精神的又は肉体的に労苦の多い業務で一筋に精励した者
- (4) その他長年にわたり一筋に業務に精励した者

16 一般篤行部門の表彰を受ける者は、県民の師表としてふさわしい篤行がある者とする。

(推薦書類)

第3条 規則第5条の規定により、市町村長、県議会議長、県教育委員会及び県公安委員会が推薦する場合の書類(以下「推薦書」という。)は、次の各号に掲げる書類を添えて、2部提出しなければならない。

- (1) 推薦調査書(1号様式)
- (2) 功績調書(2号様式)
- (3) 履歴書(3号様式)
- (4) 刑罰等調書(4号様式)
- (5) 戸籍抄本
- (6) その他参考資料

(推薦書の提出方法)

第4条 前条の規定により市町村長が推薦する場合は、被推薦者の属する部門に係る事務を所管する沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第19号)に定める本庁機関の部長又は県教育委員会若しくは県公安委員会(以下「部長等」という。)に推薦書を提出しなければならない。

2 部長等は、前項の推薦書に係る被推薦者のうちから表彰するにふさわしい者と決定し、表彰する順位を付し、当該推薦書を知事に回付するものとする。

3 県教育委員会及び県公安委員会が前条の規定により推薦する場合は、前項の被推薦者と併せて順位を付し、知事に推薦書を提出するものとする。

4 県議会議長が前条の規定により推薦する場合は、被推薦者の順位を付し、知事に推薦書を提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年度の表彰から適用する。
- 2 沖縄県文化功労者表彰取扱要領(昭和49年9月26日決裁)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成2年7月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月3日から適用する。

推 薦 調 査 書

部 門		推 薦 者	
ふりがな 氏 名		生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)
本 籍			
現 住 所	〒 (電話番号)		
職 業			
功績概要			
主 な 履 歴 ― 功 績 に 関 係 の あ る 履 歴 の み ―			

2号様式

功 績 調 書

本 籍
現住所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)

1 性行

2 功績 (具体的、かつ詳細に記述)

[戦前]

[戦後]

3号様式

履 歴 書

本 籍
現住所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年

月

日

(歳)

学 歴

年 月 日

(卒業・終了・中退)

職 歴

(自) 年 月 日

(至) 年 月 日

(自) 年 月 日

(至) 年 月 日

(自) 年 月 日

(至) 年 月 日

(自) 年 月 日

(至) 年 月 日

(自) 年 月 日

(至) 年 月 日

(自) 年 月 日

(至) 年 月 日

賞 罰

年 月 日

年 月 日

(4号様式)

刑 罰 等 調 書

(氏 名)

(生年月日) 年 月 日生

本 籍

現住所

一 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含まず）

有 ・ 無

二 破産宣告の有無

有 ・ 無

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

市町村長

印

推 薦 調 査 書 (記載例)

部 門	文化部門	推 薦 者	沖縄県教育委員会
ふりがな 氏 名	へいせい た ろう 平成 太 郎	生年月日 (年齢)	明治〇〇年〇〇月〇〇日生 (80歳)
本 籍	〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇番地		
現 住 所	〒 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地の〇 (電話番号)		
職 業	紅型 (びんがた) 業		
功績概要	<p>戦前・戦後一貫して琉球びんがた業に携わり、びんがたの技術、技法の向上はもとより、琉球びんがた研究会を結成し、戦後のびんがた業の復興と後継者の指導育成に尽くすとともに、県指定無形文化財紅型保持者及び沖縄びんがた伝統技術保存会長として沖縄の伝統の復興発展に多大な貢献をした。</p>		
主 な 履 歴 ― 功 績 に 関 係 の あ る 履 歴 の み ―	<p>(自) 大正〇年〇月〇日 びんがた業 (家業)</p> <p>(至) " 〇年〇月〇日</p> <p>(自) 昭和〇年〇月〇日 びんがた業 (家業) 那覇</p> <p>(至) " 〇年〇月〇日</p> <p>(自) " 〇年〇月〇日 びんがた業の復興に専念</p> <p>(至) 現 在</p> <p>(自) " 〇年〇月〇日 琉球びんがた研究会結成</p> <p>(至) 現 在</p> <p>(自) " 〇年〇月〇日 琉球びんがた研究会会長</p> <p>(至) 現 在</p> <p>(自) " 〇年〇月〇日 沖縄びんがた伝統技術保存会代表者</p> <p>(至) 現 在</p> <p>(自) " 〇年〇月〇日 県指定無形文化財びんがた保持者認定</p> <p>(自) " 〇年〇月〇日 〇〇市政功労賞受賞</p>		

功 績 調 書 (記載例)

本 籍 ○○郡○○町○○字○○番地
現住所 ○○市○○町○丁目○番地の○

(ふりがな) へい せい た ろう
氏 名 平 成 太 郎
生年月日 明治○○年○○月○○日 (80歳)

1 性行

びんがたに魅せられ、自然をこよなく愛し、人々をいつくしむ心豊かな人柄である。いかなる逆境をも乗り越え、物事を最後まで成し遂げる根性と信念の持ち主であり、無欲活談、私心なく、家伝の技法を惜しみなく多くの人々に公開し、後継者を育て、今日のびんがたの隆盛の基礎を築き上げた。

2 功績

[戦前]

氏は、○○郡○○町に生まれた。平成家はびんがた業の三代宗家の一つであり、氏は○○代目である。大正○○年、○○尋常高等小学校を卒業すると同時に家業の手伝いに入った。しかし、父親の病気と家業不振により、翌年から18歳までの6年間、八重山に年季奉公に出る。苦しい年季奉公を終えて○○へ帰った氏は、家業の復興に努め、再び父親からびんがたの技術技法を学び、昭和○○年までの15年間、びんがた業に専念した。

[戦後]

戦後間もない、昭和○○年に本土から復員した氏は、生きるのが精一杯の混乱した社会の中であって、ただ一筋にびんがた業の復興に努めた。自らの記憶を頼ってびんがたの型紙をつくり、材料や染料は代替品を創意工夫によって作り出した話などはあまりに有名である。

昭和○○年、氏は、「琉球びんがた研究会」をつくり、後継者の育成に努めた。現在、びんがた業に従事している者の多くが氏の下で育った人達であるのは、氏の偉大な功績の一つである。

氏は、昭和○○年、びんがた業の復興の功績が認められて「沖縄タイムス賞」、また昭和○○年には「琉球新報賞」、昭和○○年には○○市政功労賞を受賞した。

さらに氏は、昭和○○年にはびんがた県指定無形文化財となり、「沖縄びんがた伝統技術保存会」の代表者として会長に就任して、現在に至るまでも活躍中である。

履 歴 書 (記載例)

本 籍 ○○郡○○町○○字○○番地

現住所 ○○市○○町○丁目○番地の○

(ふりがな) へい せい た ろう

氏 名 平 成 太 郎

生年月日 明治○○年○○月○○日 (80歳)

学 歴

大正○○年○○月○○日 ○○尋常高等小学校6年卒業

職 歴

(自) 大正○○年○○月○○日

びんがた業 (家業)

(至) 昭和○○年○○月○○日

(自) 昭和○○年○○月○○日

漁夫として年季奉公 (八重山)

(至) 昭和○○年○○月○○日

(自) 昭和○○年○○月○○日

びんがた業 (家業)

(至) 昭和○○年○○月○○日

(自) 昭和○○年○○月○○日

軍需工場徴用 (本土)

(至) 昭和○○年○○月○○日

(自) 昭和○○年○○月○○日

びんがた業の復興に専念

(至) 現 在

(自) 昭和○○年○○月○○日

琉球びんがた研究会結成

(至) 現 在

(自) 昭和○○年○○月○○日

琉球びんがた研究会会長

(至) 現 在

(自) 昭和○○年○○月○○日

沖縄びんがた伝統技術保存会代表者

(至) 現 在

賞 罰

昭和○○年○○月○○日

県指定無形文化財びんがた保持者認定

昭和○○年○○月○○日

○○市政功労賞受賞